

第六回国会 水産委員会 議院 議 録 第十号

昭和二十四年十一月十七日(木曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 夏堀源三郎君 理事 平井 義一君

理事 松田 鐵藏君 理事 佐竹 新雨君

理事 林 好次君 理事 砂間 一良君

理事 小松 勇次君 理事 早川 崇君

理事 押谷 富三君 理事 小高 薫郎君

理事 玉置 信一君 理事 富永格五郎君

理事 中西伊之助君 理事 水野彦治郎君

委員外の出席者

高知県漁業協同組合 理事 細木 忠義君

富山県漁業協同組合 理事 三國 嘉平君

中本漁業協同組合 理事 和田 精一君

水産振興対策委員会 理事 三國 嘉平君

水産委員 三浦清太郎君

水産委員 森澤 雄三君

水産委員 藤枝 義見君

北海道漁業協同組合 理事 藤枝 義見君

専門員 齋藤 一郎君

本日の会議に付した事件
漁業法案(内閣提出、第五回国会開法第一八七号)
漁業法施行法案(内閣提出、第五回国会開法第一八七号)

○石原委員長 これより水産委員会を開会いたします。

前会に引続き漁業法案及び漁業法施行法案を議題といたしまして、昨日に引続きこれより参考人各位より右両法案について御意見を聞くことにいたします。

なおこの際参考人各位に申し上げますが、参考人の御発言は、その都度委員長の指名によること、参考人一人当りの発言時間は、おおむね十五分程度とすること、御発言は発言台でお願いすることとし、御発言の際には必ず御職業とお名前を述べていただきます。なお、委員諸君の参考人に対する質疑は、各参考人の意見発表後、その都度十分許すから、以上あらかじめお含みを願っておきます。

会議を進めるにあたりまして、参考人までに本日の参考人各位の御芳名を申し上げます。

三國 嘉平君 菊田 隆一君
和田 精一君 三浦清太郎君
森澤 勇造君 藤枝 義見君
細木 忠義君 古賀 榮吉君

であります。御承知のように多数の参考人でありまして、時間を非常に要するものであります。従つて御発言は、今回提案されておる法律案、施行法案に対する御意見をお述べを願うことが主でありまして、時間の関係上、ことに御発言が横の方にそれるようなことがありましたならば、そのために時間を要して、全部済まないようなことになつては相済みぬでありますから、委

員長は不適当なる発言に対しては、それを制限することをあらかじめ御承知をお願いいたしたのであります。同時にまた利己的な御意見が出て、適正なる御意見が出ない場合には、この法律案の審議決定に対処するところの非常な影響がありまして、日本漁民のために大なる影響があると思ひますから、あくまでも公明正大なる御発言をお願いいたしますのであります。

○中西委員 議事進行について簡単に申し上げます。これは決してりくつぱいことを申し上げるのではなく、委員長にお聞きしたいのですが、小委員会案であります。これは小委員会で決定されたように伺つておりますが、昨日からの公述人のいろ／＼な問題があります。小委員会の決定なるものがわれわれにわからないのであります。プリントも出してないようでありますし、新聞に出ていないという話ですが、まだ新聞を読んだことがないので、やはりまだ五里霧中であります。

もう一つ、これは事務当局に申し上げたいと思ひますが、水産委員会の招集についてであります。私神奈川県におりますが、公報が遅れるのであります。今まではかの委員会では、数日前にちゃんと通知が参つておりました。重大な会議には始終出席できるよりにできておるのであります。水産委員会に限つて公報だけで、その公報があつて着くものから、出席ができない場合が非常にあるのであります。

て、その点事務局の方の御考慮をお願いいたします。

○石原委員長 小委員会案につきましては、そのとき／＼のまゝとめたものをお手元へ差上げるように手配をいたします。

なおこの水産常任委員会は公報をもつて通知状としておるものでありますから、そのために遅れることがあると思ひますが、東京都内以外に御居住の方には、あるいは他の便法をとることも事務局と相談をいたしたいと思ひます。

それでは細木忠義君にお願いいたします。

○細木参考人 私は高知県漁業協同組合連合会の総務部長をいたしております。細木であります。

政府第四次案におきましては、漸次漁民要求の協同組合保有の方向に移行いたしておりますことは、まことに力強く喜ばしき次第であります。定置漁業権の場合に自営という絶対条件がついておるのでございます。およそ定置漁業の自営には三つの大きな悩みがあるものであります。その一つは資金であります。定置漁業を経営いたしまし

るには、相当多額の資金を要するのであります。零細漁民の結合体でありますところの漁業協同組合は、あくまでも零細漁業の結合体でありまして、形式的にできまして、組合の経営はむずかしいのでございます。その

二は、定置漁業は投機的な事業であるという点でございます。漁業は水ものであり、あるいは投機的な事業であると言われまますが、その中でも定置漁業は、当るも八卦、当らぬも八卦、いわゆるばくち仕事でございます。高知県等におきましては、一網にしてぶり数万尾もあるかと思へば、その翌年は全然魚群の回遊がないということがしばしばあるのであります。このようなばくち仕事に組合基金を当てるということは、危険でもあり、経済的に組合の運営に不安を與えるという点、組合員の大きな悩みでもあります。その三は、利益の配当の問題でございます。部落漁民のすべてがこの漁業によりまして生活を維持し、部落民のごとくがこの利益によつて生活を維持しておるといふのが実情でございます。ためになるべく多くの利益を分配してやらなくてはならない。しかるに協同組合自営といたしました場合には、水産業の協同組合法の利益の配当の規定の適用を受けるのであります。この規定は自営ということをおま

り考えていないように考えられるのであります。だからして十分な、漁民の満足の行くような配当をしてやることのできないという点、また漁民の悩みなのであります。以上、三つの悩みのもとに定置漁業の協同組合自営というところは困難でもあるし、危険ともさ

れておるのであります。もし自営できない場合にはどうなるか、漁業権のほとんどすべてのものが、財的に有力な

営はむずかしいのでございます。その

漁民あるいは会社、こういうような人
の手に移りまして、零細漁民は使われ
人に終つてしまふのではないかと考
えるのであります。何とぞ以上の理由に
よりまして、協同組合への漁業権付與
の自営絶対条件というものを排除し
てもらいたい、さらに貸付も認めても
らいたいと思つております。

第二番目には、全面的な整理とい
うようなことをやめて、一部取消して
はどうかという点でございます。政府
案では二箇年の短時日をもちまして、
全面的な整理配分を申して申して申
ますが、これには相当のむりも行くだ
らうし、漁村の困難というやうなもの
も予想されるのでございます。それで
現存漁業権の漁業会保有のもの、す
べて無償で協同組合に受け継がす。次
に個人所有のものあるいは組合有のも
のございまして、目下休んでおりま
すところのもの、あるいは慣行により
ますもの、あるいは一部の私的利益の
ために漁場全体の综合利用を妨げて
漁業生産力を阻害してある、こういう
ものがありまして、それらのみ
を対象として、新免許方針にのつとり
まして整理して行く、こういたします
ならば、補償金も大幅に削減されるだ
らうし、政府の考えておる金額のわづ
か三分の一ぐらひですみほしないかと
考えるものであります。この方法が時
間的にもまた経済的にも、最も容易
に、最も適正にして、かつ漁民の負担
を軽減される方法でないかと思つた
ので、一部整理にとどめていたのだ
らうかと思つております。

第三番目は、許可漁業ななく、機
船底びき網漁業の規定を設けていた
きたいという点であります。漁場の総
合利用、漁業生産力の発展には、許可

漁業を抜きにして考へることでは
ないと考へます。しかるに新法案に見
ますと、許可漁業についての規定がご
ざいませぬ、沿岸許可漁業についての規
定がないやうであります。指定漁業区
域の許可漁業について規定がない。機
船底びき網漁業は、本来ならば全廢
の運命にあるべきものが、戦時の臨時措
置令によりまして優遇され、存命せる
のみか、むしろ戦前以上の数に増加し
ておる現状であります。ために禁止区
域の侵漁となり、沿岸漁民との相剋摩
擦が絶えないのでございます。われわ
れの地方では、俗にこれを海のギャン
グと申しておりますが、この沿岸漁業
の敵底びき漁業を、この際沿岸漁業同
様の規定を漁業法に明記していただき
まして、徹底的に整理を断行してい
た
だ
か
い
の
で
あ
り
ま
す。ことにこの漁

業の許可にあたりましては、操業海区
の意見を尊重してもらふやうにお願い
したいのであります。私が海区の意見
を尊重してもらいたいというゆえん
は、高知県におきましては、許可船が
極力禁漁区域の侵入を自衛自戒して操
業するとともに、許されぬ漁業期
間も自主的に短縮して、みづから沿岸
小づりとの調和、漁獲物の繁殖保護に
努めておるのであります。この高知県
海区に現在広島なり、愛媛の両県の船
が入会いたしまして、高知県漁船の自
衛の操業を無視して放縱な操業をな
し、これらの多くは禁漁区に侵入し
て、沿岸小づり漁業との摩擦を起すこ
とが再三であります。現在すでに相当
に及んでおるのであります。これら
ほとんど自衛沖合に海区を持たない
で、他県の水産行政を無視し、あまつ
さえ漁獲にあつても、当該県の同意

を得ることなく濫獲されておるとい
うことは、まことに言語道断なものであ
りまして、この他県船の入会は、高知
県における水産増殖の措置も、沿岸小
づり漁民の擁護政策も、はたまた海上
保安の措置も攪乱されるのでありま
す。ゆえに必ずその操業海区の意見を
尊重して決定してもらいたいというこ
とをお願いしたいのでございます。

第四番目に、補償金の現金拂と支拂
期間の短縮についてでございます。補
償金は政府発行の漁業証券で三十年間
で償還することとしまして、免許料、
許可料を現金拂にするのでございま
す。これは現金拂にいたしました、ま
す。これは現金拂にいたしました、ま
す。これも短期間で補償金を交付するよ
うにしてもらいたいののであります。し
かもその証券たるや、担保とするにも金
融のつかない、いわゆる経済価値のほ
んどない、紙切れ同様のものがある
というのを聞くのでございます。する
が、この証券を担保として漁民に資金
を與え、早速に漁業生産に役立たしめ
るやう現金化の措置を講じてもらいた
いのでございます。

第五番目といたしましては、調整委
員会についてでございます。県単位の
漁業調整委員会を常置するやうにして
もらいたいののでございます。そうして
委員も海区漁業調整委員会の委員をも
つて構成するのじやなくして別箇に選
挙して、当該府県の実情に即した水産
の根本方針を知事に上申するととも
に、海区漁業調整委員会にそれを指示
するところの権限を與えてもらいた
いと思つております。また委員会には
専門の知識を必要とすることが多いの
で、専門委員を必ず設けてもらいた
いと思つております。ことに定置漁
業におきましてはこの感を強くするも
のであります。

最後に免許料及び許可料の問題につ
いてでございますが、本制度改革の目
標が、漁民への漁場解放であるとい
うことを立案者は唱えておられます。け
れども、免許料を毎年々々徴収するとい
うことは、眞の意味の改革ではないと
私は思つております。また本料金の
徴収の理由といたしまして、政府は利
潤の一部の徴収というのを申してお
ります。が、漁業の不安定は必ずしも
利潤を生じないといふことは、皆様周
知の事実でございます。さなくとも漁民
には課税面において、資材面において
あるいは資金面において、さらに販売
の魚価の面におきまして、幾多の困難
と重圧がかぶさつておるのでありま
す。これらの困難と重圧を排除して、
漁民救済の一策を講じてやることこそ
漁民の経済的地位を向上させるもので
あり、漁業生産力を増強せしむるゆ
えんとであると考えますので、無料免許を
断行してもらいたいののであります。も
しとるといたしまして、免許当初に
おいて、あるいは許可当初において、
一回だけの徴収というやうに修正方を
要望するものであります。ことに委員
会費等の行政費にこれを充当するがご
ときは、断じてわれわれは許せないと
であります。同種改革であります農地
改革費が全部国庫負担である。しかる
にひとり漁民のみにかかる過重なるこ
ころの負担をしろといふことは、わ
れわれ漁民が絶対に納得し得ないこ
ろであります。免許料等を行政費の
財源に充当することに對しまして、絶
對に反對するものであります。

以上私は修正方の要望意見を申し述
べたのでございますが、新しく協同
組合もできます。協同組合員はわれら
の漁業権はどうなるかといふことに、
非常な関心と不安を持つておるので
ございます。何とぞ早い機会に漁業法を
通過施行せしむるやうにお願いいた
しまして、私の意見を終ります。

御質問ありますか。
○富永委員 細木さんがお述べになり
ました御意見の中に、漁業会の漁業権
は、これを無償で協同組合に渡せとい
うことがありますが、御承知の通り
過去の漁業会は市町村単位にできてお
りました。が、今日の協同組合法では必
ずしも市町村単位にできておられま
せん。はなはだしきは一市に六つも七つ
もの協同組合ができておられますが、こ
ういふやうな場合に、しからばどうい
うふうに渡すべきかといふことをお考
えになつたものか、あるいはそれは調
整委員会にまかせればよいではない
か、こうお考えになるかもしれませ
んが、はたしてそういう重要問題を、調
整委員会だけで処理できるとお考えに
なつていられるかといふ一点。
次の一点は、漁業権の整理は、一部
の整理にとめてもらいたいという御意
見のように拜聴したのであります。が、
はたして現在までの漁業の一部の整理
だけで、漁業民主化の徹底が期せられ
るとお考えになつておるかどうか、こ
の二点を伺いたい。

○細木参考人 お答えいたします。漁
業組合に漁業権を無償で渡しますに
は、もちろん前提条件がついておりま
す。これは一定条件を持つておる協同
組合に渡してもらいたい。一定条件を

持つておる協同組合というのは、たとえ共同漁業権の適格性の中に入らうたわれておられますよな、部落漁民の三分の二以上が入つておる組合、こういうような一定条件を持つてつくる組合に無償で渡す。こういう場合を考えております。

第二の御質問について、今度の漁業法を見ますと、専用漁業権あるいは特別漁業権は一応共同漁業権に包含される。また定置漁業権も、私が第一段に申しました協同組合に漁業権を渡すという条件がございますから、漁業法が持つておられますところの権漁権で、次に行く漁業権の性質を持つておられますものは、先ほど申しました一定条件を持つておる協同組合に渡す。個人所有のもの、あるいは目下休んでおるもの、こういうものは一応改正されるのではないかと考へるのであります。

○富永委員 細木参考人は、それで漁業の民主化が期せられるとお考へになつておるんですか、その点を……

○細木参考人 共同漁業権にいたしましても、次の組合に行く今の漁業法が持つておる専用漁業権にいたしましても、それは次の共同漁業権を民主的にやるのであります。ならば、次の協同組合に渡しても私は民主化される、こういうふうに思つておるでございます。

○鈴木(善)委員長代理 その他に御質問ございませぬか。ないようでありませぬから、次に移ります。三國嘉平君。

○三國参考人 私は富山県の漁業協同組合連合会の会長であります三國嘉平であります。

今回漁業生産の増強とあわせて漁業の民主化を目的といたしまして、漁業制度の画期的改革を期する意味におき

まして、漁業法改正案が国会に提出されたのであります。私は省に漁業の増産と漁民の民主化のために、われわれが今まで多年経験いたしましたことにつきまして、一言所懐を述べたことを得ましたのは、まことに欣幸とするところであります。

この画期的な法案が提出せられました。わが富山県におきましても、定置漁業者初め、諸般の漁業に従事する漁民の結合体であります県の協同組合の連合会におきましても、それら研究いたしました結果、大体次の結論を得たのであります。

由來富山県におきまする漁業の生産高の七五%ないし八〇%というものは、定置漁業による生産に依存しておるのであります。しかしてこの定置漁業の消長は、ただちに富山県における水産業の振否に重大なる影響を及ぼすところのものであります。しかるに今回の改正案のまま実施せられることになりますれば、漁業制度の改革の第一目標である定置漁業の生産増強を阻害して、かえつて減産と貴重な資材の濫費を招くことを恐るものであります。すなわち定置漁業は形式的には一定の地区に網を張りまして漁獲をするという、きわめて簡単な漁業の形式のごとく見られるのであります。が、実際はその張り方、漁場の潮流、あるいは地形、水温、魚族の習性に適応するように不断的努力とくふうを要するものであります。これを経営能力の有無に關せず、全国一律に生産組合、または協同組合に優先的に免許せんとするといふときは、ただ敗戦日本の過渡の現象に眩惑されまして、社会進化和

増産に対する実質を没却する措置であり、純朴なる漁村をいざらに攪乱せしめ、増産を阻む結果を招来することばかりで、はなはだ憂慮にたえない次第であります。

ことに富山県におきまして、漁業経営の方式は、長い経験と改善によりまして、労資一体となり、一体としての協同精神に基きまして経営方式をとつております。現在の資本主義的搾取方法によらず、時代に即応した兩者相互の協調のもとに、円満に改善せられて来たのであります。今回の法案は進化に逆行するもの感なきあたわざる次第であります。また改正案には、漁業権は自営のみならずから漁業を営むものに免許することを原則としておるにかかりませぬ、漁業能力の有無に關せず協同組合の優先順位を認め、かつ順位の條件は自営の意思決定のみを重視して、経営内容に關する規正は行わないうことになつておるのは、いわゆる協同組合の貸貸料かせぎを黙認することとなりまして、その矛盾撞着もはなはだしいと思つておるものであります。農地法の自作優先主義と相反する改悪案と言わねばなりません。また前記のごとく、祖先よりの漁業権をも認めざるにかかわらず、抵当権の執行によりまして漁民にあらざる者でも漁業権の取得ができるという道が開いてありますので、漁業の実権が悪辣なる資本家の手に移る危険性が多分にあり、漁村の民主化を阻害し、かつ漁村の経済的破綻を招くに至ることは、火を見るより明らかであります。その他改正案の内容をさしに検討しまするに、ところどころに欠陥を蔵するのであります。実情に即せざる点多々あるのであります。

ありますが、時間の關係もありませんので、そのおもなる点を簡単に申し述べたいと思つておるものであります。

第一には、定置漁業の免許は、法案第十六條五項の勅案事項に準拠しまして、海区漁業調整委員会の意見に基いて決定することといたしまして、十六條の六項並びに九項及び十項並びにこれに附帯する條項を削除していただきたい。かように思つておるものであります。

それから第二番目には、海区漁業調整委員会には必ず専門委員を置きまして、免許の内容等の事前決定をなす場合、及び免許の申請があつた場合は、必ず専門委員の意見を聞かねばならぬという趣旨の條項を定められたい。

第三は、定置漁業権の存続期間であります。現在は五年間となつておるものであります。これを十箇年としまして、その満了の際には漁業権者の申請によりこれを延長することが出来る趣旨の條項を定められたい。

第四には、漁業権の取得に対しては地方税を課することを得ざる趣旨の條項を定められたい。

第五は、免許料及び許可料はこれを全廃してもらいたい。やむなくこれをとるといふことではあります。但し国庫負担とする條項を定められたい。

大体以上が私の修正要望でありまして、われわれの要望を御検討くださいまして、かつわれわれの意のあるところを御参考の士大幅修正されまして、漁業生産の増強と漁業の民主化をはかられまして、本法案の目的達成に御努力されんことを切望してやまぬものであります。

○鈴木(善)委員長代理 ただいまの御意見に対して質問を許します。砂間君。

○砂間委員 三國さんにお伺いしたいと思つますが、富山県におきましては、労資協同的な協同組合的な定置の経営がなされておるやうであります。が、もしそうであるとするならば、そういう方々はおそらく全部漁業協同組合に入つておられると思つたので、この協同組合に優先的に漁業権を與えて行くという原案の行き方が、むしろ好ましくはないかと思つておるものであります。しかしただいまの御発言によりまして、協同組合を優先させるといふことは、いろいろ増産を阻んで困るといふ御発言がありました。その間何か論旨に矛盾があるように私にお伺いしたのであります。が、協同組合にやらせなくて、資力ある個人に自由に行かせるといふことになりますと、ただいま申されました悪辣なる資本家に漁業権が握られて行くという結果になるのではないかと思つておるものであります。その辺の事情をもう一べん簡単に御説明願ひたいと思つておる。

○三國参考人 今の御質問にお答えします。われわれの所は、昔から定置漁業権は祖先伝来の家業といたしまして、長年にわたつてこれに従事しておるのであります。現在のところから言いますと、ほとんど漁夫と漁業経営者というものは親子關係のごとくになつておるのであります。お話の中によつたらよからうというやうなこともありません。特に定置漁業の漁夫なんかは全部今のわれわれの意見に賛成しておるのであります。その間矛盾その他はさらさない。のみならず

三

れわれの方では、労資の葛藤いわゆる今日見ますストライキとか、そういうことはかつてないのであります。ちよつとよその県と違い、特殊な事情になつてゐるところでありますから、どうか御了承をお願いいたします。

○砂間委員 ちよつとはつきり呑み込めないのですか、漁業協同組合に優先的に漁業権をやるということについての反対意見、反対理由がはつきり私に呑み込めないのですが、その点をもう一ぺんお聞かせ願ひたいと思ひます。

○三國参考人 私のたゞいまの論旨で盡きておもうのであります。これは従来からののであります。今の漁業協同組合はわれ／＼の方にたゞくさんあるのであります。のみならず私も氷見の方の漁業協同組合の組合長をやつておりますが、現在の漁業組合の勢力からいまして大資本を要する漁業権を經營するといふことは、現状からいましてとらていできぬやうなことになるのであります。それがゆゑに協同組合あたりにその漁業権が優先的に行くといふことになりまして、自然その背後にいろ／＼という關係の資本家が跋扈いたしました。かえつて漁村の民主化といふことを阻害する。そして本法案の目的と相反するやうな事態が生じて来るのであります。

○砂間委員 そうすると今いろ／＼な定置の事業をやつてゐる漁夫や網元の方々は、漁業協同組合には入つておられないのですか。あるいは入つてはいるけれども、別箇の任意組合なんかをつくつて事業をやつておられるのですか。

○三國参考人 やはり漁業協同組合には入つております。經營者も入つてい

るし、漁業従事者であります漁夫も入つております。

○砂間委員 入つてゐるならば、漁業協同組合に漁業権を優先的にやるということをもつては歓迎し、賛成される理由になるのではないかと申すのですが、どうしてこの協同組合にやつたらいけないといふことになるのですか。

○三國参考人 土地の事情といひますか、環境といひますか、ちよつとわしらはこれ以上の説明はできぬのであります。御了承をお願いいたします。

○鈴木(善)委員長代理 その他御質問ありませんか。——ないようでありますから、次に和田精一さん。

○和田参考人 私は和歌山県の生産業振興対策委員会の副委員長をやつております和田であります。

このたび漁業の民主化と生産の増強という二大原則のもとに漁業制度の改革が取上げられてゐるのであります。が、金融、税金、資材その他あらゆる生きた経済の中で行われる問題でありまして、またこれらを全然無視して、單に改革といふものが行われるとした場合には、ほとんど不可能で、すなわち日本経済の再建という非常に複雑な問題の中で取上げられるところの問題であり、なおまた農地改革の場合には、地主的な土地の所有を小作人に返すといふことによつて、農村における封建的な弊害を排除したということにおいて意義があつたのであります。が、漁業の場合には單に漁場の所有者をかえたといふことだけでは改革がでないのであります。その漁場の利用をいかにするかといふことが改革の大きなねらいどころだと思ひます。そういう二点から考えますと、非常にむ

ずかしい仕事でございまして、本法案もそれがゆゑに一次から今次まで、いろいろ研究されてきたかゝつて来たやうでございまして。先ほどからそれぞれ参考人の方々からいろ／＼御意見の発表がございまして、私の申し上げることも、あるいは同じようなものが多くと思ひますので、その点项目的に簡單に申し上げます。

定置漁業の優先順位の問題でございしますが、先ほど申されておりましたけれども、漁業協同組合の弱体化を防ぐといふ意味から、自営といふことについてある程度の緩和を考慮されたのであります。それから漁業権の存続期間の問題でございしますが、定置の場合にはこれを十年を限度としていたがたいのであります。それから補償金の問題でございしますが、これはできるだけ短期間に現金でもつて交付されたい。できない場合は現在考えられておられますところの証券は、これを金融事業に對しても資金化する道を考慮された。それから免許及び許可料の中から行政費を省いてもらいたい。

次に調整委員会の問題でございしますが、その中に特別に瀬戸内海に常設の特別海区委員会というものが設けられてゐるやうになつておりますが、特に瀬戸内海に特設の海区委員会を設けるところのゆゑは、私考えまするに瀬戸内海といふ所は非常に入会關係が錯綜してゐる。もう一つは繁殖、保護といふ二点から考えられたらうと思ひます。でございしますが、おそろくたいまの案のように、明治四十三年のいわゆる現在瀬戸内海取締規則が適用されてゐる範圍を一つの大きな海区といひまして、これを調整して行くのが非常

に困難であると思ひます。と申しますのは、たとえば紀伊水道あるいは岡山、香川、愛媛、広島、大分といふふりに区切つて考えますのに、それ／＼違つた状態をしておりまして、ここにはまた非常に異なるた入会關係あるいはその他の問題があるのであります。もちろんそのためにはその都度そこに連合海区委員会を設けて、この間の調整をはかるといふやうなことになるのでありますけれども、これが常設された法取上げられた問題を、最後まではたしてそれがこれを監督して、だれがこれを行つて行くかといふことについては、少し足りないやうに思ひます。けさの公述人の発言におきまして、現在の線を奥の方の漁業のためにどうしても存置されたいといふやうな御意見の発表がございしましたけれども、いわゆるこの民主化といふ点から考えますならば、かえつて私はもつと具体的な調整委員会を設けて、具体的な問題について、特別にそれらをその調整委員会にまかすといふ方式によつて行つた方が、この改革の精神に沿つて、より具体的な調整方法がとられるのではないかと申すのであります。

以上簡單でございしますが、重複を避けまして、私は特に具体的な調整方式について、法案の審議をお願いしたいといふことを申し述べまして公述を終りたいと思ひます。

○鈴木(善)委員長代理 ただいまの御意見に對して質問を許します。

○早川委員 ちよつと一点だけお聞きしたいのですが、調整委員会の問題に對しまして、紀伊水道を瀬戸内海海区

から除外するのが当然だといふ意向が強いやうであります。そうした場合の入会關係、あるいはまた瀬戸内海に對する魚族繁殖保護という面において、實際の支障があるかどうか。もう少し御説明願ひたいと思ひます。

○和田参考人 具体的に紀伊水道の問題について御質問がございましたからお答え申し上げます。入会關係については、奥の方の岡山県、香川県、愛媛県、大分県あたりのやうな、錯綜した入会關係は何らございせん。それから繁殖保護の問題についてでございますが、これは専門的な立場からよく論議される点でございまして、瀬戸内海の奥の方の方々は、紀伊水道を産卵地である、あそこで卵が生れて、大きくなつた魚が内海に上る、そこでもしも紀伊水道に特別の海区を設けた場合には、何らそれらの繁殖保護を考慮しないのか、ごく心配されるわけですが、繁殖保護といふやうな問題につきましては、その海区に對する漁民が最も熱心に考えるものでございまして、われ／＼漁場の興廢といふやうなことは、よその県の方で心配する以前に、最も熱心に取上げなければならぬ問題であります。あの海区では、よくかたくちいわしの問題が取上げられるのでありますけれども、御承知のやうにかたくちいわしと申しますと、内灣性の、しかも底が砂泥地であるやうなところなら、いずれの場所におきましても発生するのであります。漁業者の濫獲といふやうなことは、面変化に大した影響を與えない。それ以上の上の自然的影響によつて面変化が起るといふやうなことも、九州大学の

先生の長い間の研究の結果の文献によつて私たちが承知して居るのでございませぬ。もし紀伊水道を現在の内海の線からはずして日ノ御崎、蒲生田崎の線を北に移動いたしまして、紀淡海峡、鳴門海峡で画したといたしまして、心配されるような繁殖保護の問題は、地元であるところの和歌山、徳島、兵庫の三県において適当に委員会を設けて律して行きましたら、おのずから解決する問題であると思ひます。

○鈴木(善)委員長代理 御質問ございませぬか。— それでは次に三浦清太郎君。

○三浦参考人 私本委員会の参考人として要件の内容を解しかねております。せつかくこういう自由な発言が許される好機を興えられませんでしたけれども、私しばらく業界を遠ざかつておつた関係で、その間勉強を欠いておりまして、つい二、三日前に就職いたしましたのであります。ちやうど招喚状が参りました當時には、たくさん用事がありまして、まだ漁業法の法文も見えていないような次第であります。大事な問題でありますので、なるべく発言したいという念には燃えておるのであります。しかしこちらへ参りましたら、相談いたしましたものは、連日にわたつて多数の公職人、参考人から、いろいろ御発言があつたように拜承いたしましたので、貴重な時間を借りましたので、重複する事は極めて御遠慮申し上げます。

ただ感じまする点を申し上げますと、午前中冒頭におきまして寺田上述人から発言のありましたごとく、今度できんとする法案は、外国の法令に照して見ても、資源の増加に対する理念が薄い感がある。もう少しこれを強化する方法を織り込む必要があるという御意見を伺ひまして、非常に心強さを感じたのであります。ちやうどこれに関連いたしました。ただいま和田参考人から海区の問題が出されましたので、一言これに触れたいと思ひます。

瀬戸内海海区におきましては、審議会の原案といたしましては、従来通り蒲生田崎から徳島、伊島の線を引かれておるのであります。これは四十二、三年ころ法令が出ましたときに、過去の事実をいろ／＼研究調査され、よりどころがあつてこの線が引かれたに違ひない、かように思ひて居るのであります。それから後幾多の参考資料を基礎にいたしましたので、今度と同じところに内海線が引かれて居るのであります。そこで私考えまするのに、今後の沿岸漁業、ことに内海漁業におきましては、現在の国情のごとく、まづたく内海は漁業者のすし詰めでありまして、一面では殺伐の部面のある漁業でありますので、将来における漁村の維持は、どうしても繁殖保護と稚魚の養育に重点を置いてすること、また、漁業としては一番よいのではあるまいかと思つて居るのであります。そういう見地から考えまするときには、内海線は絶対縮めるべきではない。この瀬戸内海は、常に魚族の搖籃地として大きな使命を持つておられますので、繁殖保護上からは拡大しても縮小すべきではない、かように考へて来た

のであります。ところがややもいたしなると、最近まで区域を縮小してその線をかえると同時に、保護策であるところの内海取捕規則に準ずるところの法令から離れて、特別海区をつくる。その特別海区は自由海区として外海と同じような取扱いを希望すると感ぜられる運動が起つて居るやに聞くのであります。それがために私の県の民は非常な脅威を感じまして、実は過般御陳情を申し上げて居るのであります。その陳情書には、科学的な資料を織り込みました簡単なデータも添えてあります。実はこの問題に對しまして、本常任委員会の先生方が、再調査のために、内海面における大阪湾あるいは播磨湾、この方面に去る十三日、十四日御出張をなされたのであります。しこうして十四日に関係府県の者が寄りまして、一日かかりましていろいろ懇談をいたしましたのであります。その当時におきまして、ただいま和田参考人が申されました通りに、和歌山県方面でも稚魚の繁殖保護とかあるいは海のギャングと言われるようなギャング漁業を取締るのはやぶさかではない。今後においてはより以上嚴重にやりたいというふうな御希望も出ておつたのであります。はたしてそれが事実と仮定いたしましたときには、それは御熱心に、海を荒すギャング漁業を取締るとか、あるいは繁殖保護に重点を置くとかいうような御信念が北に寄せ、内海を縮小する理由はない。北に寄せ、内海を縮小する理由はない。現在の線は太い線にして、嚴重に内海資源を守るべきが当然の考へに考へられるのであります。それを保護政策

をのがれた外海に類するような特別海区に設けられんとするところに、何かその間にお含みがあるのではあるまいか。そのことで非常に内海の零細漁業者は不安と恐怖にかられて居るのであります。それがために御陳情申し上げたのであります。ところで去る十四日にいろ／＼御意見を伺ひましたとき、この海区を左右するがためには、まづたく資料がないとか、乏しいとかいうようなお話も伺つたのであります。しかしながら私の方には相当な資料ありと確信いたしておるのであります。わが兵庫県の明石水産試験場におきましては、二十三年の昔からあるいは海洋学上、あるいは生物学上、あるいは魚類の習性、移動等を、二十三年にわたつて継続調査いたしておるのであります。この調査資料は中央の学界及び本庁に報告してあるのであります。その資料に出発いたしましたので、われわれはここに寄りどころを持つて、どうしても紀伊水域は内海と同じ様相だ、ことにこの紀伊水域があつて内海資源が維持できるのだ、また紀伊水道は内海があつてこれが保たれるのであり、不可欠不可分の関係がある。およそ瀬戸内海を論ずるにこれを切り捨てては議論の余地はない。切捨てられない不可分の関係にありとしかたなく信じて居るのであります。そうした出入口に位置するところが自由海区になつたあかつきには、内海の数十万の零細漁業者は餓死する以外に道がない、かように思つて居るのであります。またこうした例が全国的に重なるて出ましたときには、わが国沿岸漁業における資源の培養あるいは擁護のために、一大危機に瀕するのではないか、これは

まさしく重大問題であると思つて居るのであります。ゆえに私らの考へ方といたしましては、科学というものは偽りがあつてはならないものでありますので、この常任委員会で政治的に処置されまされるときには、現実をじつくりおつかみを願ひまして、なお将来も考慮いたしまして、うそ偽りのない資料を基礎といたしまして、政治的御処置が願ひたい。言いかえまされば、科学的政治こそ好ましいとわれ／＼は信じて居るのであります。端的に申し上げますと、原案が出ておりますので、われわれは原案が最もつこうだ、このけつこうな原案通り実現を期していただきたい、原案を支持したい一人でありませぬので、この点どうかよろしく御検討御審議を賜わりたいと思ひます。もつともこの法案に盛り込まれておる中に、瀬戸内海海区調整事務局を神戸市に置くということがうたわれておりますので、午前中におきましてこれが変更の希望の御意見も伺つたのであります。実はわれ／＼兵庫県の者でありますので、かように申しますると、何かこの機会をとらえて運動がましい発言になるような感じがいたします。神戸市に置くという原案が出されたのはどうした意味で出されたかというのを、われ／＼も想像いたしておるのであります。なるほど午前中の発言にありましては、瀬戸内海は狭長にわたつておるから、その事務局長は中間に置くことがよいではないかというふうな御意見であつたと思ひます。しかしながら瀬戸内海の中核部におきましては、いろ／＼漁業の紛争問題が折り重なつておるのであ

りまして、現在におきましても紛争の絶え間がないのであります。従つてそのした事務局を置く所は、紛争地帯は避けられた方がいさう、東の神戸でありましたならば比較的それが少い、また利便の關係から行きましたら、陸上、海上、大阪を控えております關係で便利であり、中央に対する連絡も便利だ、こういうような諸点からこの位置が決定されたように信じておるのであります。そうした点もありますので、これも原案通り実現されんことを望んでやまないものであります。法案全部におきまして機微に觸れた点の話もよう言わず、かえつて事件に關係のあるようなことを申し上げて、はなはだ良心の呵責を受けるのであります。が、しかるべく御考察あらんことを特別にお願いいたしまして、私の發言を終ります。

○鈴木(善)委員長代理 ただいまの御意見に対して御質問ありませんか。
○平井委員 ちよつと三浦さんにお尋ねいたします。紀伊水道が瀬戸内海区からはずれては、紀伊水道單獨においては資源の保護あるいは魚族の培養または許可のない船、ギャングともいわれる非合法的漁船を取締ることは断じてできない、こういうことと考へるのであります。紀伊水道とわかれて、先ほど和田氏が主張しておりましたごとき取締りできない、あるいは保護はできない、こういう意味にとつてよろしゅうございますか。

○三浦参考人 取締りの面に至りましては、瀬戸内海の調整事務局を離れた本庁關係に直轄されるときには、取締り關係は非常ににくい。なかなか取締りというものは不離不即、急を

要する問題でありまして、それが近い所の事務局關係であればスムーズに行きますが、本庁直轄でありましたならば、過去現在を通じての事実を徹しまして、全然できないであろうと信じております。

○早川委員 ただいまの参考人の方に少し御質問したい。この前兵庫県の資料によりまして常任委員会から調査に参つたのであります。しかも紀伊水道その他を調査した一員であります。実情を見ますと、あの水産試験場の調査と異なつた現状が多々ある。たとえ紀伊水道においては、外洋性のあわび、えびあるいはさば、いろ／＼な魚類の多額の收穫を得ておるといふことを発見したわけなんです。他方兵庫県の方の水産試験場の御調査による面もある。外洋的な面もある。いわばポーターライン・ケースだ。外洋と内海の接觸のラインだということが事実だと思ひますが、そういう面において少し

○三浦参考人 私たちが現在まで知っている範圍におきますると、現在引かれては、徳島縣の方ほとんど内海と同一要素だ。但し和歌山縣の方では、若干南に寄つたところでは外洋性のものがあるといふことは承知いたしておるのであります。ところがあの線の以南であります。海は全部砂層でありまして、あの線の北部は砂と泥との混合性である。棲息魚族も全然異つておるといふことも十分聞いておるのであ

ります。さらにわれ／＼の大阪湾です。大阪湾は冬期におきましては最低七度まで下るのであります。播磨灘におきましては七度半、ちよつと内海は西側が暖かくて東ほど冷えておるといふような実情でありまして、あの紀伊水道におきましては冬期でも十二度を維持されるらしくあります。それで潮流の温度が下つたときには、内海の沿岸のものが避寒してあの地区へ行く。そして魚族が黒潮の反射を受けまして産卵が早い。それで陽春の時期になつて来ると、これが稚魚になるわけでありまして、全部上る。冬期には避寒し陽春には上る。あるいはまた内海の沿岸で産卵をするものもある。あそこが避寒場所と申しましようか、大きな役割りを持つておるようになり承知いたしておるのであります。そこであの方面に万一保護政策を加味する法令がなくなるといふ、自由海区のようになつたときはいはへんだといふ、脅威を感じておるのであります。

○早川委員 この問題は徳島縣、和歌山縣その他から、ずいぶん陳情を受けておる問題であります。紀伊水道方面の人は、瀬戸内海の犠牲になつては困る。兵庫縣の方は百パーセント自分の自由になるような海区にしたいといふことでありまして、一歩しりぞいて、繁殖、保護という点において、瀬戸内海に準ずる措置を講じて、特別海区、たとえば兵庫縣、徳島縣あるいは和歌山縣といふような線において妥協をはかるということに對しても、なおかつ不都合が生じますか、この点は和田君とも関連を持つておると思いますが、三浦さん個人の意見をお聞きしたいと思います。

○三浦参考人 私内心かようなことを思つておるのであります。特別海区といふものが設けられるならけつこうであります。但し法文の上から申し上げましたならば、現在和歌山縣、徳島縣の方からも相当意見が出ておるのであります。徳島、和歌山、兵庫の三縣の關係では特別海区にしてもいいのではないかと、いふようなお話もあるのであります。現在の法規上から行きましては、これには法の裏づけがないように見受けられるのであります。さらにちよつと懸念いたしますのは、少々意見の相違を持つたまま、万一二つの県の特別海区になりましたときには、二對一で絶対内海面を重要視しておるわれ／＼の意見が通らないらみるのであります。この點は特別海区といふ問題に對しては、運営上の操作で何とか道のつくものじやないかといふことを内心こいねがつておるのであります。過日も和歌山あるいは徳島縣の關係の方々のおいでるときに私も申し上げたのであります。和歌山、徳島はわが兵庫縣とは、過去現在を通じて隣縣として非常に友好な關係を持続しておるのであります。ただこの問題について確執を生じていることは非常に遺憾にたえないのであります。

御満足の行けるような方法こそ望まされ、これを願つておるものであります。

○松田委員 私この前の調査のとき紀伊水道の調査にお伺いした者であります。このたびの瀬戸内海の調査にぜひともお伺いしたいと存じましたが、やむを得ざる事情によつてお伺いし兼ねたのであります。同僚委員の方々からその内容をいろ／＼とお知らせを願つたような次第でありまして、自分個人としては、まだ結論はつきり申し上げられなかつたのであります。あの当時の兵庫縣の試験場の技師の方の科学的な説明がありましたのに対して、私は徳島、和歌山の、あの海区を特別な海区にしてくれという主張に對して相一致している点を見出したのであります。これは真珠貝を養殖している方々がその海区に自分の専用漁業権を一箇所に持つておくことが、真珠の養殖をするのに刺激がないために、二箇所、三箇所としてその真珠を移動して歩く、こうした科学的な最も現実に即している供述を昨日承つたのであります。またあゆの養殖にしても同じことで、琵琶湖のあゆを多摩川に持つて来て放流するときにおいて、初めて優生学から行くとりつばなあゆになるのであります。こうした科学的な根拠から行きまして、兵庫縣の試験場の技師の發表されたことは、私はあの水道に對する獨立の海区を持つて、初めて瀬戸内海に對して非常な福利をもたらすものではないか。つまりたゞいまお話をよりに、冬になれば、七度から八度になる。あたたかい方に避寒をして行くのである。かようなことによつて、あの海区を通じて避寒するのであ

○鈴木(善)委員長代理退席、委員長着席

なるべくこの友好關係を保持いたしたいので、この点にきずつかぬよう、御苦心でありましようが、よい政治的な御処置こそ望ましい、かようにわれ／＼の衷情を訴えておる事実なのでございます。運営の操作で何とかうまく和歌山あるいは徳島の両縣の方が

御満足の行けるような方法こそ望まされ、これを願つておるものであります。

○鈴木(善)委員長代理退席、委員長着席

なるべくこの友好關係を保持いたしたいので、この点にきずつかぬよう、御苦心でありましようが、よい政治的な御処置こそ望ましい、かようにわれ／＼の衷情を訴えておる事実なのでございます。運営の操作で何とかうまく和歌山あるいは徳島の両縣の方が

る。こうしたことによつて、魚が非常に活発な活動をするので、その動作に對して現在行われている漁業の方法は、おそらく私どもはびつくりしたような状態であつたのであります。つまり自分の県の自分の前の漁区が、違法なる動力をつけた打瀬網によつて濫獲されておる。この濫獲しておる漁船はどこのものであつたかといふと、大阪のものであつた。こういうような状態を見ることによつて、あの漁場を持つている徳島及び和歌山の人々は、非常な不満を持つてゐるのじやなからうか。自分の海区として育成して行くときにおいて、初めてその漁場に対する漁業の方法もまたかわつて行くことであり、濫獲防止も適当な方法によつて処理されることであり、そこに初めて瀬戸内から出て来る魚族が活発なる活動をもつて再び瀬戸内に入る。これはさけの例を見ても、あらゆる魚族の例を見ても、あり得ることだと思つておりました。これを同一海区にしておくと、濫獲の方法が持続される。こういうことは、日本の水産、また瀬戸内海の水産というものに対して、重大な影響があるのなからうか、かように私は考へてゐるものであります。瀬戸内海の現状をつまびらかに調査することができなかつたことを非常に残念に思つておるのであります。先ほど申し上げたような兵庫県の技師の発表されている意見からいふならば、あれは当然瀬戸内海の方々においても、瀬戸内海とせずに、別な海区としてその県にまかせて、そうして濫獲防止の線をはつきりと明示することが、お互いのために好結果をもたらすのでなからうか、と自分は考へてゐるものであります。その点もし私の考へに足らざる点がありましたらば、ひとつ御説明願ひたいと存するものであります。

○三浦参事人 たいま松田先生から打瀬漁業が和歌山方面で非常に荒れているというお話でしたが、これは打瀬網はりつばな許可を得た漁業で、漁業法違反漁船ではないのであります。それから和歌山県が入漁を許してゐる。認めてゐる事実であります。今紀伊水道を荒しまくつてゐるのは機船底びき網でありまして、これがおそらく数十隻、数百隻が折り重なつてやつてゐるのであります。それでわれ／＼の方で内海人の危懼恐怖を抱きますのは、特別海区として、より以上保護政策をとられるということであれば、双手をあげて歓迎するのみならず、絶大の協力を惜しまないのであります。ところが特別海区を望んでおられる向きは、自由海区の特別海区でありまして、当るか当らぬかは別問題といたしまして、大体われ／＼の県の漁師は、それをこわがつてゐるのであります。現在漁業を濫獲してやつてゐるが、これを自由海区として大びらにやることを望んでゐるのだ、そうなたつたときにはたいへんだ、という心理を抱くのがこの特別海区の問題であります。特別海区をつくつていただいで、繁殖保護あるいは保護政策の法令をつくられて、絶対にやられるということになれば、絶対に喜んで協力したいと思つるのであります。

○松田委員 たいまのお話の中に、打瀬網は許可を受けてゐる船であるというお話でありましたが、私は現在の水産法規からいいたしまして、往復の動力をつけて運航することはさしつかえないと思ひますが、十五馬力ないし二十馬力の動力をつけてゐる船が、みづからその動力をもつて打瀬網を行つてゐる許可のあることを、現在私は知らないものであります。もしそれが許可されてゐることであつたならば、私の言ふことは間違ひのないのであります。動力を螺旋推進機をつけた漁船が、往復航海をするのに許されてゐる。これが私どもの知つてゐる範囲内のものであります。往々にしてこれを使用して操業するということは、違反船でないかと私は考へてゐるのであります。また私も北海道で底びき漁業をやつてゐるものであります。現在日本の海区には機船底びきの禁止区域があるのであります。この禁止区域を侵してゐるといふことから行きますと、これは海区の調節ではなくして、国法を侵してゐるのであります。これらは和歌山県と徳島県の利害関係でなくして、国として取締らなければならぬ問題でなく、また瀬戸内海においても、もしそういうものがあつたならば取締らなければならぬ問題でないかと考へるのであります。そういう杞憂によつて、あの活発なる海洋の潮の差引きによつて初めてりつばな漁場として考へられてゐる当該者の方々が、この問題を心配して考へることは、當を得ないのではなからうか。むしろそれは両県ないしは三県において、嚴重に水産庁に対して監督をさせなければならぬ問題であつて、私が先ほど申し上げたように、動力つきの打瀬網の濫獲防止ということが、あの漁場に対する一番の重要問題でなからうか。機船底びきといふものは意に介する必要がある

いのではないかと考へてゐるのであります。もしこれを侵したものは、これはもう問題外のことでありまして、この点をも十分両方の県でもつてお考えを願つたならばいいのではなからうか。どこでもあの海区をりつばな魚族繁殖保護の海区としてやつて行つたならば、いいのではなからうかといふ考へ方を持つてゐるものであります。漁船の問題に対しては、もし間違ひがありましたらば御教示願ひたいと思ひます。

○砂岡委員 今度の漁業法案の審議に關連いたしました、瀬戸内海の海区をどの線に置くかということが一つの問題になつてゐるのであります。瀬戸内海の漁業の問題に關連いたしました、水産資源の繁殖保護ということが、一つの重要な観点であるといふことは、たいま松田委員の御質問の中にもあつた通りであります。現状におきまして、あの水域におきまして、もぐりの機船底びきやトロールが、非常に漁場を荒しまわつておるといふことは現実の事実であります。そのために瀬戸内海の魚族が非常に少くなりました。なほその漁場が荒廢いたしました。なほかんすく零細な沿岸漁民がまつたく困窮してゐるのであります。しかしながらこの取締りの問題は、私は直接には海区の問題とは關連しないと思ひます。海区をどの線に置くことが、今の違反漁業の取締りというものは、現在の法規をもつても十分であるにもかかわらず、これを看過してゐるところの行政官庁、監督官庁といふものが、まつたく無能力であります。あるいは見つけ見ぬふりをしてゐる、あるいははつ

かぶりをしておるといふところに問題があると思つてゐます。しかしながら、先ほど三浦さんの御答弁の中にもありましたように、やはり違反漁業といふものが、今度の瀬戸内海の海区を縮小するという問題と、實質的には關連しておるよりに私どもは見受けるのであります。たとえば、あの内海の線を縮小いたしました、そして紀伊水道を自由海区として、底びきやトロールがかつて気ままに操業できるよりに見受けられる節があるのであります。先ほどの松田さんの御質問によりますと、違反漁業の取締りと繁殖保護といふ点からすれば、むしろ内海の海区を縮小した方が、そして紀伊水道を内海からはずした方が、取締りがよりしやすくできるのではないかとはいふうな御質問があつたのであります。私は、もしそういうふうにするならば、今法案審議の際には、そういうもつともらしいことを申して、そうして關係府県の代表だけがあつた繁殖保護を管理して行く、そして違反漁業の取締りが徹底的にできると思つておられますけれども、そういう口実のもとに、あそこを特別海区とし、内海からはずすならば、將來必ず力の強い業者が、官憲や何かと結託をいたしました、そうして違反漁業を大びらに、合法的にやるという可能性が、非常に多いといふうに憂へるのであります。この点に關して、兵庫の代表であられるところの三浦さんは、どんなふうなお考えをお持ちおられるか、もう一応御意見を承りたいと思つておられます。

○三浦参事人 先ほど私、その点に言

葉を触れたつもりであります。松田さんのおつしやいます特別海区というものが、瀬戸内海の保護政策以上の政策を意味した法令を盛り上げられ、さらに実行されるのでしたら、特別でもけつこうであります。しかし今砂間さんのおつしやつたように、あれは離してしまつて、ギャングが大びらに固まつて来る、固まつて来たギャングが、業者や官憲と結託して荒しまわるといふようなことになつたら、一等たいへんだと思つております。取締りの面は、中央に海区の所管が置かれましたら、この取締りは漫々になつて、方法がつくまいと思つております。この点を覆えておるのが事実であります。

○早川委員 和歌山県と兵庫県のほうがおられますから、もう一点だけこの問題について伺いたいのですが、徳島、和歌山の海岸の半分が削られて、兵庫の支配を受ける、徳島なり和歌山県の県民なり知事なりの行政上の自主性が全然なくなる、こういう意向であつたのであります。そういう面において、彼らに自主的にやらすという行き方を考える方が、よりベターであるといふふうに考えております。今砂間さんがおつしやいましたけれども、機船底びきが荒しまわるといふのは、実は兵庫県の由良というところから出て来るのが非常に多い。だから海区とは無関係であります。ですから、その点は間違いないように……

○林(好)委員 瀬戸内海の問題は、大体私ども二回調査に参りまして、あらゆる角度から研究をいたしておるものであります。この問題をこの席上でいくら議論をいたしても盡きませぬので、いざれ調査に参りました委員

の方々を適当な時期にお集めをいたさしまして、別に審議を願いたいと存じます。

○石原委員長 了承いたしました。次に、森澤雄三君。

○森澤参考人 たいだいま御紹介をいたさしました、私広島市漁業協同組合長の森澤でございます。画期的な漁業法がでますことを、私も漁民は鶴首して待つておつたのであります。いろいろ水産委員の皆様方の御懇察によりまして、ようやく私も参考人としてお招きにあずかり、愚見を申し述べ機会を與えていただきますような法律が、今期国会に提案されるということを受りまして、まことに欣喜奮躍の感があるものであります。従いまして、私はこれを總括的に申し上げますと、現段階におきましては、この漁業法はきわめて適法である、かように信じております。が、その適法である法律の内容に、一、二愚見ではございませぬが、各位の御参考になればと存じまして、申し上げたいと存じます。

まず第二條の第二項、漁業者とは、という定義が、現行法におきましても、漁業者とは漁業を生活のかてとして営む者をもつて漁業者というといふ、実はこれとても、漁業者の実態に即しますると、はなはだ抽象的であるのであります。改正法の條文で参りましても、漁業者とは漁業を営む者というといふことで、より一層抽象的であるのであります。私どものような、都市に近接しております漁業地区では、漁業協同組合員のいわゆる加入條件を、三十日ないし九十日の出かせぎ日数をもつて一つの資格要件にしておりますが、都市におります、いわ

ゆるほんとうに漁業をもつて生活のかたとしておられない者でも、三十日や九十日は遊び半分に行行くのであります。しかいたしまして、こういう者は、どが、純粹無垢な漁村地区へ入り込み、または集くうて、漁村地区を乱し、いろ／＼好ましくからぬ言動をしつ

つある者をもつて漁業協同組合をつくつておる例が多々あるのであります。従つて、せつかくの画期的な法律でありますから、いさしくこの漁業法に對しまする漁業者の定義を、漁村地区の実態に即した字句にお改め願うことができますならば、幸甚と思つております。おそらく、この定義はなかなかむずかしいので、ああいふような字句にかまつたのではないかと思つては、いさしく漁民の民主化をいはしまして、ほんとうの漁業者の福利増進をはかる上において、漁業者の団結の一つのシンボルである定義を、はつきりとしていただくことを希望するのであります。

次には、法の第十七條の区画漁業免許のことでございませぬが、区画漁業権のうちでも、かきの養殖漁業でございます。御承知のごとく広島県のかき業は、広島市の草津町、これは当時佐伯郡の草津村でございませぬが、三百六十年の歴史を持つておられます。いわゆる人工的に養殖を始めておるから、約三百六十年の歴史を持つておるのであります。當時は石を使い、ささ竹を使ひまして、いわゆる俗に言う地まき式とひび建式の養殖業をやつておつたのであります。約二十年ほど前からこれを簡易垂下様式、すなわちくいを打ちましてそうして針がね、なわ等を利用してしまして、いわゆる附着器を利用

して養殖する立体的な養殖業に転化したのが二十年前のことであります。現在までその養殖法をいろ／＼くふう進化いたしましたして、広島県下のかき養殖業経営者が約五百四十人おります。これに従事する従業者は約三千人おりますが、年産額はむきみにいたしまして六十萬貫、これを年間の平均価格として一億五千萬円の生産額を上げておるのであります。ところが半面五百四十人、三千人のかき養殖業者が従事いたしておられます海上面積は、年々埋立てその他の作用によりまして、漁場は年狭小を告げておるのであります。御

案内のごとく、かきの養殖業は一般漁業と異なりまして、その漁場の位置、また漁場の適否、またはかき養殖業の利率、この三拍子そろいませぬことに、このかき養殖業は絶対成立し得ないのであります。従いまして、終戦直後において遊休資本と申しますか、どさくさにもうけた資本が、私の方へも三、四入りました、会社組織でこのかき養殖業をお始めになれましたけれども、今申しましたような三條件を無視せられた、ただ金の力によるかき養殖をせられた、ただ金というだけで、相ついで失敗いたしました、その失敗した施設を多半年経験を持つておられますかき養殖業者が引受けまして、本年非常な成績を上げておる例があるのであります。従つてこのかきの養殖というところにつきましては、適則を講ずること、それから技術の練磨ということ、地理的條件の三つをかね備えなければならぬい成立たない、これは端的に申しますれば、経験を相当に積んでいない養殖業者は絶対成立たない。ところが私の方は五百四十人の経営者でござい

ます、三千人の従業者でございませぬが、この三千人が順次経営者化しておるのであります。将来三千五百人の広島県下におけるかきの養殖業は限度であります。漁場は年々狭められるのであります。でありますから、今回の漁業法が幸いに私どもかき業者のためになる法律でありますならば、この点をはつきりした線できめてもらいた

い。これを換言いたしますならば、経験いふゆる漁業免許の資格要件の中へ、五年ないし十年間かき養殖業に従事してない者は、この免許資格の欠けたものであるといふふうな、お取扱いが望ましいのであります。なお広島

の現在のかき養殖業の現状は、御承知の方もあると思つて、現在吳と岩国に駐屯しております英連邦軍の御好意によりまして、本年二、三月、この二、三箇月に南支、シンガポール、豫州まで、飛行機でむきみを突は輸出した経験があります。従つて三百六十年の歴史を持つております、きわめて封建的なかき養殖業は、現在日本が一番必要としております輸出面にまで進出しておられます。従いましてかきの養殖業をどうか漁業法の内容の、特に漁業権のいふゆる資格要件のうちには、かきに限つては五年ないし十年間の経験年数をはつきりお示し願いたいと思つております。

なおこれをいさしく力強くお願いすることを許していただきますならば、業種別漁業協同組合には漁業権を與えないといふふうになつておられますが、私は、かきに限つてはせひとも業種別漁業協同組合を今組織準備中でありませぬ。県下でわづかに五百四十人の経営者であります、その業

種別漁業協同組合に対して、このかきだけはせむとも業種別協同組合に漁業免許を與えていただくことを、法案の内容にお入れいただくわけには行かぬものだろうか、かように私はお願いしたいのであります。どうかくれぐれもお願い申し上げます。

時間の制約がありますから、多くを申し上げることはできませんが、かきというものは決してこの海にも、どういふ所でもできるというものではないといふことは、私が贅言を要しないほど、各位におかせられましてはとくと御承知だろうと思ひますけれども、広島県の実情を率直に申し上げまして御参考に供したのであります。

なお施行法の第十八條に、漁業調整委員というものがあつたのであります。が、承るところによりますと、海区といふものを設けて、海区調整委員会を組織して漁業の調整をはかるということになつておりますが、実は最終日の十九日に公述人としてお出ましになるように拜見したのであります。東大農学部講師である野村貫一氏、この方が昭和十年に広島にお越しになりまして、新日本式に基いた漁業の経営をしなければならぬといふ御講演がありました。当時広島市には十一の漁業組合がありまして、漁業の紛議絶え間なく、実に錯綜して係争の真最中にあつたのであります。これがただ一言の御講演によりまして、自主的な漁業調整委員会を突はつくりまして、多くは四十年間、少くとも五年間にわたつて紛議がありましたこの問題を、三年間に片つけた経験があるのであります。従つて今回の法律ではつきり示される漁業調整委員は、すでに私も十四

年以前にこれを始めたのであります。従つてかような経験を持ち、体験を持つ私どもとしましては、この漁業の調整、漁業権の免許を與えるに必要な有力な諸問に際するといふ機関は、確かに漁村の民主化をはかり、漁業権の適正配合を行う上において、最も必要なものであるといふことを痛感するのであります。ただ一つその委員の構成内容に、地方議會議員の中で市町村會議員はよろしいけれども、県會議員だけは、これは学識経験者として知事を選任しようと思つても、でき得ないのだといふふうに承つておるのであります。私が、私あえて申し上げたいのであります。その地方議會議員の構成内容に、もし水産に多年の経験を持ち、また水産といふものを至公至平に見るほんとうの適格者があつても、それがそれが都道府県會議員なるがゆえをもつて、漁業調整委員になれないといふことは、漁村のためにも業者のためにも、はたまた本法律を適正に漁村民主化のために適用しようといふお考えにないか、かように考へまして、あえて、これは内規的な扱いかもしれません。が、本公聴会において私愚見を申し上げますのであります。

なお第十八條の第三号だつたと記憶しておりますが、瀬戸内海の漁業調整事務局を神戸市に置くといふことに相なつておりますが、これは当時永江農林大臣御在任中に、瀬戸内海の各府県の漁業代表者には御相談なく、当時の藤田水産庁次長が中心になりましておきめになつたように聞いておるのであります。ところが当時広島県といたしましては、私こういふ席で申し上げる

ことはなほだばはかるのであります。午前中にも、午後にはわたりまして、たまたこの事務局設置の位置の問題について、公述人、参考人の方からお話がありましたから、私はあえて失礼を顧みずお時間をさきたいと思つてあります。当時広島県としましては、山口県、福岡県、大分県、愛媛県、香川県、徳島県、兵庫縣を除いて、岡山県、この各県に対して、当時の県水産業会長にあつて、広島県が瀬戸内海において中央部である。また幾多の漁業を調整するについて、各県に対していろいろなつながりが密接にあるといふ意見を述べまして、御賛同を求めましたところ、山口、福岡、大分、愛媛県は最も広島がよい。こういふつて賛意を表し、徳島、香川は神戸市以外はどこでもよいとのことで、岡山県は当時態度保留であるといふ意思表示があつたのであります。従つて午前中四国四県が岡山に同意しておることがございましてしたけれども、そういうこともあるかもしれませんが、広島県といたしましては、地理的に見ましても、下関に参りますのも神戸に参りますのも、同じ時間でありまして、岡山に参りますのも大分に参りますのも、時間的にやはり同じであります。また四国に参りましたも、愛媛県に参りますのも三時間、いずれにいたしましても、地理的に申しまして、また瀬戸内海のあり方から申しまして、また漁業権の実体から申しまして、私ども広島県の約六万の漁民は、また、山口、大分、福岡等におかれまして

も、広島県こそ瀬戸内海の漁業調整事務局所在地として一番適地である。かような考えを現在も持ち続けておられますから、できますれば第十八條にある「神戸市に置く」といふ原案を、私冒頭に申し上げましたごとく、この法案はわれわれ漁民にとつて、これなくして画期的な漁村の民主化をはかれず、これなくして漁業の生産増強は成立しない。さういふこの法案の成立を鶴首待望しておる者の一人として、この修正を願ひ、また御意見をお聞きくださるならば、失礼千万でありまが、ぜひともこの神戸市という御判断によりまして、御是正願ひいたします。まことにしあわせといたします。

與えられた時間もございまして、以上はなほだ簡略粗辞ではございませけれども、御参考までに申し上げた次第であります。

○石原委員長 質疑はありませぬ。ないようでありますから、次に藤枝義見君をお願いいたします。

○藤枝参考人 私は北海道斜里郡斜里町の協同組合長藤枝義見でございます。北海道の立場からいたしまして、定置漁業について卑見を申し上げます。と思ひます。

法案の第十六條の中に定置漁業権の免許の優先順位ということがございまして、これについて適格なる漁業権を備へた場合の協同組合を第一優先とするといふことでございますが、私はこれには絶対に反対を唱へるものでございまして。理由といたしましては、漁業の民主化は個人の漁業権を取上げる——個人の漁業権を取上げることは漁業の民主化ではございませぬ。定置漁業者

が個々に営業を営み、父祖代々これを自分の家業として住居を建て、倉を建て、船をつくり、網をつくつて、あらゆる資材難を克服しながら、営々として努力をいたして参つておられます。この漁業が、協同組合の決議によつて、その漁業権を取上げられ、その業者が路頭に迷うがごとき案件に對しましては、私は絶対に反対を唱へるものでございまして。真に漁業とともに生きて参ります漁民が——孜々営々として働いておられます漁民が、その漁業権を組合の決議によつてとられることになりまして、何と考へますか。農民が土を愛し、漁民が漁業を愛する。この観点において何ら異るところはないと考へるのでございまして。今日の農地法を考へましても、農地法の中には個人の農業を取上げるところの法案はございませぬ。ひとり漁業者のみがこれを取上げられるという状態になりましたらば、その漁民の心境やいかに、またかようなことをいたしますならば、安んじてその業につくことあたわず、漁民は安んじてその生業に邁進すること

はでき得ないのであります。これは漁業の振興上ゆゆしき問題でなければならぬと考へるのでございまして。ひとり漁業者といふものは、さういふ不安定のもとに大きい資本を投入して事業はやり得ないのであります。協同組合の使命といふものはさうなる中にのみあるのではないと思ひます。協同組合の使命といふものは、漁民の民主化のためには、漁業の振興のためには、側面からこれを促し、相ともに向上して行く道が見られるものと思ひます。私はかような観点に立つて考へますときに、漁業協同組

九

合に優先してこれを與えるこの法案は、漁業の民主化を前提としたものではないと考へるのでございます。もしこの漁業が真に漁民の生活の安定のために、否組合員の安定のためにでき得るものであるならば、個々の漁業に営業として努力せしめることこそ、私は民主化の前提なりと考へるのでございます。

かような意味において、この法案の中の協同組合が自営をするという問題について少く論じてみたいと思つて置きます。協同組合がこういう定置漁業のごとき大きい事業を自営することは非常なる危険がある。ゆえに漁業等においても、漁業会の自営というものはこれを禁止されておつたが、今日においてこれを行はしめる。大資本を要し、資本を要してやるその事業に、組合員の全体の責任においてこれをやると言いますけれども、無限責任ではございません。今日の協同組合といふものは有限責任でありまして、この有限責任の組合の役員が、金の借入れをするときは、個人判を押さなければ借入れはでき得ないと思つて、そして個人の責任においてこの事業を行つて、もしこの事業が失敗に終つて損害を來したときにおいては、それがこの責任を負うのである。その個人の判を押した組合の役員が責任を負わなければならない。あるいはその損害のために組合の運営が不可能になり、組合をして破滅に陥れる危険なる状態がもし出されることは、論はまたないのであります。漁業は必ずしもかるといふ前提のもとに行うものではないと考へません。私はこの法案を作成いたしました水産庁の事務官の方々

は、漁業といふものはもうかゝるものなりという前提のもとに考へてなつたものと思ふ。漁業といふものは、一つの方法をもつてこれを行ふならば、同じ網を入れるならば、そこに来た魚は必ずみな入つて来てとれるというお考へであるが、漁業におけるところの研究と、またそれに要するところの資本と、潮流の変化に即応したこの漁業経営といふものは、なまたいの苦勞ではでき得ないものであると考へる。その土地に一定の漁場を設けて、これを行つておきまるところの人々でも、長年の苦心と経験をもちながら、不漁に不漁を重ねて、苦しんでおるのが漁民の実態ではないでしようか。かようなことを考へまするときにおいては、かようなことを組合の自営として行くことにおいては、多分の危険が伴うのであります。またこの漁業権を組合に與えて、組合が自主権を持つという意見もあるように聞いておりますが、組合に漁業権を與へること、單記を複数にする以外に何ものもなし。眞の漁民は二重搾取を受ける以外に何ものもない。私はかようなものによつて、眞に働き、眞に営むところの漁民が苦しむがごとき状態を、かもし出してはならない。漁業協同組合がまたさような立場に立つて搾取をするといふことは、今日の状態においては許し得ないと思へるのでございます。

なお本案第二十三條におきましては、漁業権は物權と見なして、抵当權の設定を許可のある場合には認めるといふ法案がござります。これは私はこの法案そのまま参りますならば、死文にひとしいものなりと考へるのでございます。個人の漁業権において

は、五年後においては再びその者に與えられるが、いかに勤勉に努力しても、これが再び自分に與えられないか、あるいは協同組合にとられてしまふかわからないような不安定な状態で行つておられますところの漁業権に、抵当權の設定を國が認めるといへども、これに金を貸す金融業者はないと考へるのでございます。こういう不安定のものにおけるところのこの二十三條の法案は、この法案そのものを根本的に抹殺するものであると考へるのでございます。ゆえにいかにかういふ美名の法案を認めましても、現実の問題として何らその用をなさない、かように私は考へるのでございます。

次に法案第七十五條におきまるところの免許料、許可料の問題でござりまするが、この料金——この調整委員会の費用一切の費用を、漁民がみずからの手によつて支拂えといふ法案であると考へるのでありますが、私は國の政治において厚薄があつてはならない。農地法におけるところの農地委員会のものは國が負担を、漁民の民主化に対する方法としてのこの費用は、一切を漁民みずからの手によつて行ふといふことは、國の政治において、同じ國民として、あまりにも差別をつけたはなほだしいところの案であると思へるのでございます。何ゆゑに農民と漁民とにそれだけの区別をしなければならないか。今日におけるところの漁民の実態を見ましても、農村よりも最も生活の不安定なる実情に置かれておるものは漁民であると言わなければならない。その漁民においてかような負担をし、農民において國がかような負担をするといふことは不合理である。ゆ

えにかような費用は、國において当然持つべきものなりと考へるのでございます。また補償料の問題にいたしましても、案によりまして、三分五厘の補償金の費用をとるといふことを申ししておりますが、今日の経済界の状態がこのまま幾十年も続くとはいわれ、初め夢想だにしない。いかなる経済的な変動が来るかといふことで、おれわれは戦々きよ／＼としておる時代であります。しかるに今日においてこの買上料に三百億の金を使つて、この金を漁民に負担せしめるといふときにおいては、今の三分五厘のものは、経済界の変動によるならば、五分になるか七分になるかわからないときが来ないとはだれが保証し得るでありましようか。私はかような危険なところのものをごとさらにかういふ案をつくり上げて、この負担をせしめるといふことは、漁民にとつて二重の負担であり危険なる負担であると考へるのでございます。故にこの問題についての根本的な考へ方に参りますならば、私はこの法案において、眞に現実において働いてその経営をいたしておられますところの漁業者は、ことさらにこの免許証を取上げの必要なし。眞に現在不在地的な存在を保つておる、あるいは不適格者であるところの漁業権に対してのみ、これを適正なる方法をもつて取上げ、この費用だけに限定するいたしましたならば、私は漁民の負担も非常に軽いものでござります。また今日の水産界におけるところの混乱も起きないで済むと、かように考へるのでございます。ましてこの内地府県とまた事違ひまして、北海道におけるところの海区は非常に広い海区を持ち、港のない

山の中に家を建ててみずからそこに築設をして、そして沿岸漁民は孜々として働いておるのであります。こういうような実態を見まして、この法案がどうしてこのまま通るものとするのであるならば、北海道の事情に於いた特別を設けていただきたい、私はかように希望いたします次第でござります。失礼いたしました。

○石原委員長 御質疑はありませんか。——御質疑はないようでありまして、以上をもちまして本日出席の参考人の御意見の發表は終了いたしました。なお十八日出席予定の池内磯右衛門君が出席不能のため、県会水産副委員長安達三郎君を代理させたい旨の申出がありました。また本日出席の古賀榮吉君も都合により十八日に出席したい旨申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
○異議なしと呼ぶ者あり
○石原委員長 御異議なきものと認め、さようとりはからいます。
散会するに先立ちまして、長時間にわたり御熱心に御意見を御發表くださりました参考人各位に対しまして、委員会を代表いたしまして、厚く感謝の意を表します。
なお愛知県、三重県のばつち網漁業廢止の陳情請願がありまして、その代表者が簡単に趣旨を述べたいと申しまして、ここに見えておられます。散会后ただちに簡單にお聞き取りを願います。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時十九分散会